

廣島洋服工親會規

第一條 本會ハ廣島洋服工親會ト稱シ事務所ヲ廣島市中町二十一番地ニ設ク

第二條 本會ハ廣島市附近ニ於ケル洋服裁縫師ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ會員共同ノ利益ヲ保護シ且ツ相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ第四條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- (一) 會員技術ノ研究又ハ講習
(二) 會員職業ノ紹介
(三) 會員風儀ノ改善及其方法ノ實行
(四) 其他必要ノ事項決定ト其實行

本會ニ入會セントスルモノハ現籍地及現住所並ニ所屬店舖ト氏名ヲ明記シタル申込書ニ入會金壹圓ヲ添ヘ事務所ニ申出ヅルモノトス

但シ市内在住者ニアラズシテ本會ニ入會セントスル者ハ相當ノ證明ヲ要ス

本會ニ入會シタルトキハ入會金受領證トシテ本會所定ノ會員章ヲ交付スベシ

本會員ニシテ會員章ヲ有セザルモノハ本會員タル資格ナキモノトス

本會ニシテ脱退セシタルモノハ其事由ヲ詳記シタル届書ニ會員章ヲ添ヘ事務所ニ差出スベシ此ノ手續ヲ了セザル者ハ依然會員トシテ規定ノ會費ヲ徴收スルモノトス

本會員タルモノハ本會ト他ノ團體トノ間ニシタル協定ノ趣旨ヲ嚴守スルモノトス

本會員ニシテ住所又ハ所屬店舖ヲ轉シタルトキハ直チニ事務所ニ報告スルモノトス

本會員タルモノハ會費トシテ毎月金叁拾錢ヅ、ヲ豫出スルモノトス

本會々費及有志ノ寄附金ハ經費ヲ支辨セリ外剩餘アルトキハ之ヲ積立金トシテ積貯スルモノトス

本會々費及有志ノ寄附金ハ經費ヲ支辨セリ外剩餘アルトキハ之ヲ積立金トシテ積貯スルモノトス

本會々費及有志ノ寄附金ハ經費ヲ支辨セリ外剩餘アルトキハ之ヲ積立金トシテ積貯スルモノトス

本會々費及有志ノ寄附金ハ經費ヲ支辨セリ外剩餘アルトキハ之ヲ積立金トシテ積貯スルモノトス

第二十一條 項ヲ實行シ其他必要ノ事項ヲ議決スルモノトス

臨時總會ハ會長若シクハ役員會ニ於テ必要ヲ認メタルトキ又ハ會員三分一以上ノ請求アリタル場合ニ於テ之ヲ開キ臨機必要ノ事項ヲ議決スルモノトス

總會ハ總會ハ會員三分二以上ノ出席スルニアラサレバ開會スル事ヲ得ズ其ノ決議ハ出席會員過半数以上ノ贊成者アルニアラザレバ其効力ヲ生ゼザルモノトス

但シ委任狀モ其權利ヲ認ムルモノトス

會議ハ總會會長ヲ以テ議長トス

但シ會長事故アルトキハ副會長之ヲ代理ス正副會長共其事故アルトキハ幹事長之ニ代リ幹事長事故アルトキハ年長者ヲ議長トス

會議ノ召集ハ會長又ハ代理者ニ於テ會議ノ目的事項及時日場所ヲ定メ總會ハ五日以前役員會ハ二日以前之ヲ會員ニ通知スルモノトス

但シ至急ヲ要スル場合ハ此ノ期間ヲ短縮スル事ヲ得

本會ハ會員三分二以上ノ贊成者アルニアラサレバ解散スル事ヲ得ズ

會員ハ何時ニテモ會計ニ關スル帳簿ヲ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

本會員中技術員及徒弟ヲ使用スルトキハ事務所ニ届出ヅルモノトス

但シ前使用者アルトキハ双方示談ノ上決定シ無斷使用スベカラズ

本會ノ賞罰ハ別ニ定ムル賞罰規程ニ據リ行フモノトス

本會ハ必要ノ場合會員ニ對シ左記ノ事項ヲ實行ス

(一) 會員中死亡者アルトキハ會員全葬會葬スルコト
(二) 役員及功勞者ノ家族ニ死亡アルトキハ會員全葬會葬スルコト

(一) 會員中死亡者アルトキハ會員全葬會葬スルコト
(二) 役員及功勞者ノ家族ニ死亡アルトキハ會員全葬會葬スルコト

第五條